

延 監 第 1 2 9 号
令和 5 年 2 月 10 日

令 和 4 年 度

定 期 監 査 報 告 書

(令和 4 年 10～11月実施分)

延 岡 市 監 査 委 員

令和4年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔企画部〕 契約管理課

〔総務部〕 市民税課 資産税課 納税課

〔市民環境部〕 市民課

〔農林水産部〕 水産課

〔教育委員会〕 総務課 学校教育課 市立小中学校及び義務教育学校

2 監査の期間

令和4年10月3日 から 同年11月29日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 小 野 正 二

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）
- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和3年度及び令和4年度分（監査日現在まで）である。

6 監査執行上の除斥

監査執行に当たり、野下監査委員は令和3年度の農林水産部に係る事項について、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

7 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

企画部

契約管理課

事務処理は適正なものと認められた。

総務部

市民税課

事務処理は適正なものと認められた。

資産税課

事務処理は適正なものと認められた。

納税課

事務処理は適正なものと認められた。

市民環境部

市民課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 物品等の管理事務

保管されている郵便切手について、現物の数と受払簿の残数が一致しなかった。
適正な管理と定期的な現物確認を行うよう求める。

農林水産部

水産課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

歳入調定の起票遅れが、令和4年度に3件あった。
財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

教育委員会

総務課

事務処理は適正なものと認められた。

学校教育課

事務処理は適正なものと認められた。

市立小中学校及び義務教育学校

次に掲げる 21 校について監査した結果は、以下のとおりである。

なお、指摘のない事項については、事務処理は適正なものと認められた。

令和 4 年度 監査対象校

小学校	旭、恒富、西、緑ヶ丘、東、方財、黒岩、上南方、熊野江、浦城、北川
中学校	延岡、恒富、旭、南、黒岩、南方、南浦、北浦、北川
義務教育 学校	島野浦学園

(1) 契約事務（恒富中学校、北浦中学校）

予定価格が10万円以上20万円未満の備品を購入する場合には、契約規則第21条により 2 者以上から見積書を徴するとされている。しかし、予定価格を10万円未満に分けて 1 者のみから見積書を徴し、購入しているものがあつた。

安易な分割発注については疑念を生じかねないので、適正な発注を行うよう改善を求める。